

大東文化大学内部質保証規程

(目的)

第1条 大東文化大学(以下、「大学」という。)は、教育理念、教育研究上の目的及び内部質保証の方針に基づいて、教育研究及び学修の成果の向上を実現するため、自らの責任においてそれらの適切な水準を維持し、その向上に向けた取り組みを公表するとともに、教育研究における質保証とその向上に資する活動を継続して推進する。

2 この規程は、大学が教育研究における質保証とその向上に資する活動を継続して推進するために必要な事項を定めるものである。

(恒常的質保証への努力)

第2条 大学業務に関わるすべての組織と教育職員及び事務職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、質保証とその向上に努めなければならない。

(自己点検・評価活動の実施)

第3条 大学業務に関わるすべての組織と教育職員及び事務職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、次の各号に掲げる事項について、原則として毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

- (1) 教育研究及び業務の質向上に関する目標の設定
- (2) 前号に定める目標の達成に向けた取り組み
- (3) 前2号に定める事項に関する現状分析
- (4) 前号に定める現状分析の結果を踏まえた改善方策の策定及びその実施
- (5) 前各号に定める事項に関する報告及び公表

(内部質保証の推進体制)

第4条 大学は、第1条第1項に定める目的を達成するため、大東文化大学内部質保証委員会(以下「内部質保証委員会」という。)を設置する。

2 内部質保証委員会の下に、全学的観点から自己点検・評価を推進する組織として、大学自己点検評価委員会を置く。

3 大学の学部・研究科、その他の組織に、当該組織・機関の活動と業務に関する自己点検・評価を実施し改善・向上に向けた取り組みを推進するため、部局別自己点検・評価委員会を置く。

4 内部質保証の客観性を担保するため、大学の下に第三者評価機関として、大東文化大学外部評価委員会(以下、「外部評価委員会」という。)を設置する。

(内部質保証委員会の構成)

第5条 内部質保証委員会は、次の各号に掲げる委員（以下「内部質保証委員」という。）をもって構成する。但し、各委員はそれぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 内部質保証担当副学長
- (2) 大学自己点検評価委員会委員長
- (3) 大学自己点検評価委員会副委員長
- (4) 総務部長
- (5) 総合企画室長
- (6) 学長の推薦する者

(委員長及び副委員長)

第6条 内部質保証委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1号に定める委員を以てあてる。
- 3 委員長は、内部質保証委員会を代表して、その業務を統括し、執行する。
- 4 副委員長は、内部質保証委員会に諮り、委員長がこれを指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 第5条第6号に定める委員の任期は3年とし、再任をさまたげない。委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(内部質保証委員会の責務及び役割)

第8条 内部質保証委員会は、内部質保証の推進について責任を負い、大学自己点検・評価委員会、部局別自己点検・評価委員会を統括して、大学の内部質保証システムを有効に機能させるための役割を担うものとする。

- 2 内部質保証委員会は、内部質保証の推進に関する責任と役割を果たすため、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な措置を講じる。
 - (1) 大学の内部質保証に関する企画の立案、調査、自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価活動に関する事項
 - (2) 部局等の行う自己点検・評価活動の支援、連絡調整及び全学的観点の点検・評価結果の検証に関する事項
 - (3) 自己点検・評価結果による大学の重点的行動計画（学長方針）に関する事項
 - (4) 自己点検・評価による検証と評価結果を踏まえた次年度の大学の行動計画、改善方策等に関する事項
 - (5) 大学の外部評価委員会による第三者評価に関する事項

- (6) 認証評価の受審に関する事項
- (7) 前6号に定める事項に係る情報の公開に関する事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、内部質保証委員会が必要と認めた事項

- 3 内部質保証委員会は、部局等の点検・評価結果を全学的観点から検証し、助言や支援を行うとともに、改善を指示するものとする。
- 4 内部質保証委員会は、文部科学省、厚生労働省等の行政機関からの指摘事項について、関連部局と調整のうえ適切に対応する。認証評価機関等からの指摘事項については、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。
- 5 内部質保証委員会は、外部評価委員会からの指摘事項について、適切に対処する。
- 6 内部質保証委員会は、第3項から第5項に定める事項に係る対応措置について、必要に応じて、学長へ報告し、又は提言する。

(内部質保証委員会の会議)

第9条 内部質保証委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、委員長がこれを招集し、議長を務める。

- 2 前項に定めるほか、次の各号の一に該当する場合には、委員長は、会議を招集しなければならない。
 - (1) 学長から会議開催の求めがあったとき。
 - (2) 副委員長から会議開催の求めがあったとき。
 - (3) 第5条各号に定める内部質保証委員の2分の1以上の者から会議開催の求めがあったとき。
- 3 内部質保証委員会が必要と認めるときは、内部質保証委員以外の者を会議へ出席させることができる。

(会議の議決)

第10条 会議は、第5条各号に定める内部質保証委員の2分の1以上の者の出席をもって成立し、その議事は、出席した内部質保証委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(大学自己点検・評価委員会の構成)

第11条 大学自己点検・評価委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学務局長
- (3) 事務局長
- (4) 学長の推薦する者

- 2 大学自己点検・評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 3 大学自己点検・評価委員会の委員長は第1項第2号に定める委員をもってあて、副委員長は委員長が大学自己点検・評価委員会の議を経て、これを委嘱する。
- 4 委員長は、大学自己点検・評価委員会を代表して、その業務を統括し、掌理する。
- 5 委員長は、大学自己点検・評価委員会の会議を招集し、その議長を務める。

(大学自己点検・評価委員会の職務)

- 第12条 大学自己点検・評価委員会は、内部質保証委員会が定めた基本事項に基づき、大学の各組織及び機関の自己点検・評価結果をもとに、全学的観点から大東文化大学点検・評価報告書(以下、「報告書」という。)を作成する。また、報告書作成にあたり部局への支援及び連絡調整を行う。
- 2 外部評価委員会及び認証評価の指摘事項に対する見解を作成し、内部質保証委員会へ報告する。
 - 3 大学自己点検・評価委員会の運営等に関し必要な事項、報告書作成に係る各章ごとの幹事部署については、別にこれを定める。

(部局別自己点検・評価委員会)

- 第13条 部局別自己点検・評価委員会は、内部質保証委員会が定めた基本事項に基づき、当該部局の自己点検・評価を、主体的に実施する。また、自己点検・評価結果に対して、内部質保証委員会から助言、改善の指示があった場合は、適切に対応する。
- 2 部局別自己点検・評価委員会の組織単位は、内部質保証委員会がこれを定める。
 - 3 各部局別自己点検・評価委員会の委員長には、大学の組織及び機関の長をもってこれに充てる。
 - 4 部局別自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の経過及び結果について、毎年、内部質保証委員会へ報告書を提出する。
 - 5 部局別自己点検・評価委員会の委員は、各部局の教育職員及び事務職員とし、その構成、任期、運営等について必要な事項は、当該部局ごとに、これを定める。

(外部評価委員会)

- 第14条 外部評価委員会については、別にこれを定める。

(改善措置)

- 第15条 学長は、内部質保証委員会から報告・提案された自己点検・評価の結果に基づく改善事項及び外部評価委員会からの指摘について、改善が必要であると認められる事項に関しては大学の行動計画として明確に示すとともに、速やかに、有効かつ具体的な措置を講じなければならない。
- 2 学園理事会は、前項に定める改善措置が不十分であると判断したときには、速やかに適切な

措置を講じるよう学長に対し勧告するものとする。

(報告と情報公開)

第16条 学長は、法令に定められた教育情報及び財務関係書類とともに、自己点検・評価の結果及び外部評価委員会の評価結果を理事会へ報告するとともに公表し、社会への説明責任を果たすものとする。

(主管部署)

第17条 内部質保証委員会の事務を含む大学の内部質保証に係る事務は、別段の定めがある場合を除き、総合企画室総合企画課がこれを行う。

(細則等の制定)

第18条 この規程を施行するにあたって必要な細則等は、内部質保証委員会の議を経て、大学内部質保証委員会の委員長がこれを定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、内部質保証委員会の委員長からの提案を受けて、学長がこれを行う。

附 則

(委員の任期)

1 第7条第1項の規程に関わらず、令和3年4月選出の内部質保証委員会委員の任期は、2年とする。

(旧規程の廃止)

2 この規程の制定に伴い、「学校法人大東文化学園内部質保証規程」は、この規程の施行をもって廃止する。

(施行期日)

3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。